

12月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、受給する年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。申請窓口へお問い合わせの上、平成27年3月31日までに申請をしてください。

児童扶養手当とは

離婚によるひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進を図るために支給される手当です。

支給対象は

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもを監護する母や父、養育者（祖父母など）です。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども、父または母が1年以上遺棄している子ども、父または母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

* 個々のご家庭が該当するかについては、申請窓口にご相談ください。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合は

- ・子どもを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

手当額（月額）

▷子ども1人目

全部支給 41,020円 / 一部支給 41,010円～9,680円

▷子ども2人以上の加算額

2人目 5,000円、3人目以降 1人につき 3,000円

手当を受給するためには

市役所または各総合支所への申請が必要です。該当する要件によって必要な書類が異なります。詳しくは申請窓口へお問い合わせください。

支給開始日

- ・これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方
→平成27年3月31日までに申請すれば、「平成26年12月分」の手当から受給できます。
- ・平成26年12月1日から平成27年3月31日までの間に新たに児童扶養手当の支給要件に該当する方
→平成27年3月31日までに申請すれば、「支給要件に該当した日の属する月の翌月分」の手当から受給できます。
- * 平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。
- * 申請が平成27年3月31日を過ぎると、手当の支給は「申請の翌月分」からとなります。

申請窓口

家庭福祉課 内線 2439

金木総合支所総合窓口係 内線 3113 / 市浦総合支所総合窓口係 内線 4032



五所川原地域ブランド品紹介 第12回

あっ！ぷるるんボール (H25年度認定)

参考価格 2,376円 (税込)

今回紹介する商品は、まるでゼリーのような洗顔石けんです。直接肌に滑らせてマッサージすることで「ぷるるん」とした感触を楽しみながら洗顔することができます。

青森県産りんごから抽出した独自開発の「りんご心皮」を採用し、さらにプロテオグリカンを配合した優れた保湿効果が期待できる、お肌にやさしい商品です。

乾燥が気になるこの季節にぜひお試しください。



取扱店 立佞武多の館 Tel 38-3232 ほか

商品については 株式会社やまと商社 Tel 0120-393-794 (商品専用フリーダイヤル)

五所川原地域ブランドについては 観光物産課 Tel 35-2111 内線 2558